



# 鳥取県公報

平成13年12月14日(金)  
第7342号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (685) (障害福祉課) ..... 1
	土地改良事業計画の変更の認可 (686) (耕地課) ..... 1
	地籍調査に関する事業計画の変更 (687) ( " ) ..... 2
	土地収用法による事業の認定 (2件) (688・689) (管理課) ..... 2
選管告示	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (79) ..... 3
	選挙管理委員会の招集 (80) ..... 3
公安規則	鳥取県公安委員会運営規則の一部を改正する規則 (10) (総務課) ..... 3
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (11) (生活安全企画課) ..... 4
公 告	自衛官の募集 (防災危機管理課) ..... 5
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課) ..... 5
正 誤	平成13年10月19日付鳥取県告示第596号中訂正 ..... 8

## 告 示

### 鳥取県告示第685号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成13年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
内 科 呼 吸 器 科	呼吸器機能障害	三 上 真 顯	西伯郡西伯町大字法勝寺398 法勝寺内科クリニック
内 科 外 科	ぼうこう又は直腸機能障 害及び小腸機能障害	船 本 慎 作	東伯郡関金町大字関金宿2710-1 関金クリニック

### 鳥取県告示第686号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条の2第3項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、倉吉市鋤150田中希弘ほか26名の者が共同して行う土地改良事業(非補助土地改良事業後谷地区区画整理及び農

用地造成)に係る土地改良事業計画の変更を平成13年12月7日認可したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成13年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県告示第687号

地籍調査に関する県の計画に基づく平成13年度における事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成13年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	変更前後の別	調査地域	調査機関	調査面積(平方メートル)
江 府 町	変更前	日野郡江府町大字尾之上原、大字日ノ詰及び大字池ノ内の各一部	平成14年3月29日まで	0.45
	変更後	"	"	0.34

#### 鳥取県告示第688号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 起業者の名称

鳥取市

#### 2 事業の種類

市道晩稲飛行場線改築事業(鳥取市賀露町字西横枕地内から同市同町南四丁目地内まで)及びこれに伴う一級河川千代川水系湖山川左岸河川管理用道路嵩上工事

#### 3 起業地

##### (1) 収用の部分

鳥取市賀露町字西横枕、字長隈、字石津、字江淵及び南四丁目地内

##### (2) 使用の部分

鳥取市賀露町字西横枕、字長隈、字石津、字江淵及び南四丁目地内

#### 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

鳥取市尚徳町116

鳥取市建設部土木建築課

#### 鳥取県告示第689号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称  
境港市
- 2 事業の種類  
水木妖怪文化館（仮称）建設工事
- 3 起業地  
(1) 収用の部分 境港市本町及び末広町地内  
(2) 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所  
境港市上道町3000  
境港市産業環境部通商課

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第79号

平成13年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、1,760であるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定により告示する。

平成13年12月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

### 鳥取県選挙管理委員会告示第80号

平成13年第18回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成13年12月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成13年12月19日（水）午後2時15分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題  
(1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について  
(2) その他

## 公安委員会規則

鳥取県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年12月14日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

**鳥取県公安委員会規則第10号**

鳥取県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

鳥取県公安委員会運営規則（昭和29年鳥取県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定例会議) 第4条 定例会議は、 <u>毎月3回</u> 定例日時に開くもの とし委員長がこれを招集する。	(定例会議) 第4条 定例会議は、 <u>毎週1回</u> 定例日時に開くもの とし委員長がこれを招集する。

## 附 則

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年12月14日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

**鳥取県公安委員会規則第11号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（昭和60年鳥取県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
(ぱちんこ屋等が賞品として提供してはならない物品) 第3条 条例第6条第2項第1号の公安委員会が定める物品は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 略  (4) 略 (5) 略	(ぱちんこ屋等が賞品として提供してはならない物品) 第3条 条例第6条第2項第1号の公安委員会が定める物品は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類</u> (5) 略 (6) 略

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

公 告

---

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づき、平成13年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成13年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 採用する自衛官及び採用予定数

二等陸士：4名

## 2 募集期間

平成13年12月17日から平成14年1月31日まで

## 3 試験期日、試験種目及び試験場

平成14年2月4日（月）

## ア 試験種目

筆記試験（国語（作文を含む。）、数学及び社会）、口述試験、適性検査（筆記式）及び身体検査

## イ 試験場

米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

## 4 合格発表予定

平成14年2月上旬

## 5 採用予定

平成14年3月下旬

## 6 応募資格

平成14年4月1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものであること。

## 7 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場
- (2) 自衛隊鳥取地方連絡部（0857 - 23 - 2251）
- (3) 鳥取募集案内所（0857 - 26 - 4019）
- (4) 倉吉募集事務所（0858 - 26 - 2900）
- (5) 米子募集事務所（0859 - 33 - 2440）

---

調 達 公 告

---

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

(1) 工 事 名 主要地方道倉吉青谷線緊急地方道路整備事業（維持）（上部工）

(2) 工事場所 倉吉市東巖城町及び八屋

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、主要地方道倉吉青谷線の橋りょう上部工（歩道橋）を架設する工事である。

(4) 工事の規模、構造等

橋りょう上部工

施 工 延 長 212.4m

幅 員 3.0 (3.8) m

プレテンション<sup>けた</sup>桁購入 27本

架 設 工 法 クレーン架設

(5) 工 期 平成14年1月から平成14年3月25日まで

(6) 予定価格 121,973,250円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と、県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

エ 県外に本店を有する者にあつては、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。

オ 県内に本店を有する者にあつては、入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,090点以上であること。

カ 平成13年12月14日（金）から同月25日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

キ 平成13年4月1日（日）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手

続を行っている者を除く。)でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

イ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているPC橋(道路橋に限る。)上部工の桁製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年12月14日(金)から同年12月25日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課(東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)

米子市菟町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とす

る。

- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

---

正 誤

---

平成13年10月19日付鳥取県告示第596号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
5	7	横根下平	字横根下平